

いい医療に向かってGO(11月25日)!

11月25日を含む1週間は医療推進週間です。

診察室に入ると緊張してしまう、こんなこと言っているのかな、聞いていいのかなと思ってしまうことはありませんか？
自分の望む医療を選択して受けるためにインフォームド・コンセント（医療者による説明と、患者の理解・選択にもとづく同意）はかせません。

医療者がわかりやすい説明を心掛けるのとあわせて、患者さんにも医療者任せにしない、ちょっとした心がけが必要です。

医者に係る10箇条 あなたがいのちの主人公・からだの責任者

1. 伝えたいことはメモして準備
2. 対話の始まりはあいさつから
3. よりよい関係づくりはあなたにも責任が
4. 自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報
5. これからの見通しを聞きましょう
6. その後の変化も伝える努力を
7. 大事なことはメモをとって確認
8. 納得できないときは何度でも質問を
9. 医療にも不確実なことや限界がある
10. 治療方法を決めるのはあなたです

※出典：認定NPO法人ささえあい医療人権センター COML
「新・医者にかかる10箇条」

医療安全支援センター患者の声相談窓口

安心して医療にかかるための
方法を一緒に考えます。

多摩立川保健所（主として管内の診療所）

042-526-3063

都庁（主として都内の病院のこと）

03-5320-4435

※原則電話で30分以内

※医療の過失や責任の所在の判断、
紛争の仲介等は行いません

※医療費に関することは、医療機関の窓口、
各健康保険者へお問い合わせください。

医療従事者の皆様へ

令和6年は、2年に1度の医療従事者の方の届出の年になります。法令により令和6年12月31日現在の状況をお届けください。

- 免許を保有する全ての方が届出する職種：医師、歯科医師、薬剤師・・・「医療従事者届出システム」（オンライン）による届出が始まっています。
- 業務に従事する方が届出する職種：保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士・・・「業務従事者届」を御提出ください。

※届出の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【ここまでの内容についてのお問合せ先】 管理課保健医療担当

11月は「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」です！

薬剤耐性（AMR）とは？

感染症の原因となる細菌に抗菌薬・抗生物質が効かなくなることです。

世界中で抗菌薬の効かない耐性菌が増加していることを踏まえ、国は毎年11月を「**薬剤耐性（AMR）対策推進月間**」と定めています！

クスリを正しく飲むことが大切！

抗菌薬を飲まなければならない病気になったら、お医者さんから指示されたとおりにきちんと飲むことが、薬剤耐性菌を増やさないことにつながります。

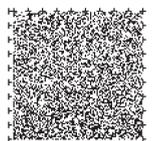


人も動物も環境も健康であるように

抗菌薬は人のほかに動物の医療や、農業・酪農などさまざまなところで使われています。

そのため薬剤耐性菌が食品や環境を通じて人にうつってくることもあります。人だけでなく、動物や環境もみんなが健康でいられるよう、分野を越えた取組が行われています。

出典：国立国際医療研究センター病院
AMR臨床リファレンスセンター



【ここまでの内容についてのお問合せ先】 保健対策課感染症対策担当